36協定届の記載例｜様式９号の３の４

限度時間を超える時間外労働が見込まれない場合

トラック

限度時間は、月45時間［42時間］かつ年360時間［320時間］、［　］内は対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制による場合

厚生労働省 福井労働局

事業場（支店、営業所等）ごとに協定してください

労働保険番号・法人番号を記載してください。

労働保険番号：○○（都道府県）　○（所掌）　○○（管轄）　○○○○○○（基幹番号）　○○○（枝番号）　○○○○（被一括事業場番号）

法人番号：○○○○○○○○○○○○○

時間外労働 休日労働 に関する協定届

様式第９号の３の４（第 70 条関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
一般貨物自動車運送業（トラック）	さばかに運送株式会社　福井支店	（〒　○○○　―　○○○○　） 福井県福井市○○町１－２－３ （電話番号：○○○○－○○－○○○○）	2024 年４月１日から１年間

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満 18 歳以上の者）	所定労働時間（１日）（任意）	延長することができる時間数 １日 法定労働時間を超える時間数	１日 所定労働時間を超える時間数（任意）	１箇月（①については 45 時間まで、②については 42 時間まで） 法定労働時間を超える時間数	１箇月 所定労働時間を超える時間数（任意）	１年（①については 360 時間まで、②については 320 時間まで） 起算日（年月日）：2024 年４月１日 法定労働時間を超える時間数	１年 所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働 ① 下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加、一時的な道路事情の変化等に対処するため	自動車運転者（トラック）	20 人	7.5 時間	５時間	5.5 時間	45 時間	55 時間	360 時間	410 時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	３人	7.5 時間	５時間	5.5 時間	45 時間	55 時間	360 時間	410 時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10 人	7.5 時間	３時間	3.5 時間	30 時間	40 時間	250 時間	300 時間
② １年単位の変形労働時間制により労働する労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	３人	7.5 時間	３時間	3.5 時間	42 時間	52 時間	320 時間	370 時間
	月末の決算業務	経理事務員	５人	7.5 時間	２時間	2.5 時間	20 時間	30 時間	200 時間	320 時間

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。
（※）トラック運転者の時間数は、原則として6時間以内です。
（１日の最大拘束時間15時間－8時間－休憩1時間＝6時間）

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は360時間以内、②は320時間以内です。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。
その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満 18 歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者（トラック）	20 人	毎週２回	法定休日のうち、２週を通じて１回	9:00～23:00
季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	３人	毎週２回	法定休日のうち、４週を通じて２回	9:00～23:00

自動車運転者の休日労働の回数は、改善基準告示において2週間に1回が限度です。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。

☑（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　2024 年　3 月　15 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　運転手　氏名　越前 一郎

管理監督者は労働者代表になれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・捺印などが必要です。

（又は、過半数組合がある場合）さばかに運送労働組合

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　例：投票による選挙／回覧（持ち回り決議）による信任／話し合いによる互選　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

☑（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

☑（チェックボックスに要チェック）

2024 年　3 月　15 日

使用者　職名　代表取締役社長　氏名　福井 太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

○○　労働基準監督署長殿

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～6か月平均80時間以内でなければいけません（労働基準法第36条第6項第2号・第3号）。
これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。